

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する学校施設の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

西伯郡大山町 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金33,000円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和3年4月7日

#### (2) 事故発生場所

東伯郡北栄町由良宿291番地1

鳥取県立鳥取中央育英高等学校敷地内

(3) 事故の状況

鳥取県立鳥取中央育英高等学校の敷地内に設定した入学式の来場者駐車場において、当該学校の倉庫の扉が強風により開き、和解の相手方が駐車していた軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。